

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年12月 2 日

火 曜 日

号 外

目 次

選挙管理委員会告示

- 選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者の選任 1
- 審査分会長及びその職務代理者の選任 2
- 選挙会及び選挙分会の場所及び日時 3
- 開票事務と選挙会事務との合同 4
- 審査分会の場所及び日時
- ポスター掲示場にポスターを掲示できる日
- 政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所 5
- 選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所
- 投票記載所等の衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所 6
- 選挙運動に関する支出金額の制限額
- 直接請求に必要な選挙権を有する者の数 7
- 不在者投票を行うことができる施設の指定事項の変更 8

告 示

富山県選挙管理委員会告示第61号

選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、第47回衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びこれらの職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

職 名	住 所	氏 名

衆議院小選挙区選出議員選挙 富山県第1区選挙長	富山県富山市楡原 664番地24	野 尻 昭 一
同 上 職 務 代 理 者	富山県富山市布瀬町南三丁目 9番地11	細 川 俊 彦
衆議院小選挙区選出議員選挙 富山県第2区選挙長	富山県滑川市常盤町 621番地	中 川 松 枝
同 上 職 務 代 理 者	富山県富山市西宮 188番地	蔵 堀 祐 一
衆議院小選挙区選出議員選挙 富山県第3区選挙長	富山県砺波市小島61番地	鈴 木 光 男
同 上 職 務 代 理 者	富山県中新川郡上市町荒田17番地	伍 嶋 二美男
衆議院比例代表選出議員選挙 富山県選挙分会長	富山県滑川市常盤町 621番地	中 川 松 枝
同 上 職 務 代 理 者	富山県富山市布瀬町南三丁目 9番地11	細 川 俊 彦

富山県選挙管理委員会告示第62号

審査分会長及びその職務代理者の選任について

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第 136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第 122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、第23回最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

職 名	住 所	氏 名
審 査 分 会 長	富山県富山市楡原 664番地24	野 尻 昭 一
同 上 職 務 代 理 者	富山県砺波市小島61番地	鈴 木 光 男

富山県選挙管理委員会告示第63号

選挙会及び選挙分会の場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第77条の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成26年12月 2 日

富山県選挙管理委員会

委 員 長 野 尻 昭 一

区 分	場 所	日 時
衆議院小選挙区選出議員選挙 富 山 県 第 1 区 選 挙 会	富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県庁 4 階大会議室	平成26年12月17日 午前11時
衆議院小選挙区選出議員選挙 富 山 県 第 2 区 選 挙 会	富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県庁 4 階大会議室	平成26年12月17日 午前11時
衆議院小選挙区選出議員選挙 富 山 県 第 3 区 選 挙 会	富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県庁 4 階大会議室	平成26年12月17日 午前11時
衆議院比例代表選出議員選挙 富 山 県 選 挙 分 会	富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県庁 4 階大会議室	平成26年12月17日 午前10時

富山県選挙管理委員会告示第64号

開票事務と選挙会事務との合同について

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における富山県第1区の開票の事務は、選挙会の事務に併せて行わないので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

富山県選挙管理委員会告示第65号

審査分会の場所及び日時について

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第1項により、平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり指定したので、同法第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

場 所	日 時
富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁4階大会議室	平成26年12月17日 午前10時

富山県選挙管理委員会告示第66号

ポスター掲示場にポスターを掲示できる日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、市町村の選挙管理委員会

が設置するポスター掲示場にポスターを掲示できる日を次のとおり定める。

平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会

委員長 野尻 昭一

ポスターを掲示できる日 平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会告示第67号

政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所について

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会

委員長 野尻 昭一

1 くじを行う日時

平成26年12月2日 午後5時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁3階特別室

富山県選挙管理委員会告示第68号

選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所について

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会

委員長 野尻 昭一

1 くじを行う日時

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙公報のくじについては

平成26年12月2日 午後5時30分

衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報のくじについては

平成26年12月4日 午後4時

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁3階選挙管理委員会室

富山県選挙管理委員会告示第69号

投票記載所等の衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序の

くじを行う日時及び場所について

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

1 くじを行う日時

平成26年12月2日 午後6時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁3階特別室

富山県選挙管理委員会告示第70号

選挙運動に関する支出金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条の規定による平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同

法第 196条の規定により告示する。

平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者1人につき

富山県第1区 23,046,400円

富山県第2区 22,896,000円

富山県第3区 24,733,200円

富山県選挙管理委員会告示第71号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

- 1 県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,831人
- 2 県における選挙権を有する者の総数のうち、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 211,443人
- 3 県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 - 中 新 川 郡 選 挙 区 14,198人
 - 下 新 川 郡 選 挙 区 11,064人

富山市第1選挙区	87,684人
富山市第2選挙区	26,311人
高岡市選挙区	48,510人
魚津市選挙区	12,088人
氷見市選挙区	14,327人
滑川市選挙区	9,122人
黒部市選挙区	11,561人
砺波市選挙区	13,257人
小矢部市選挙区	8,779人
南砺市選挙区	15,031人
射水市選挙区	25,253人

富山県選挙管理委員会告示第72号

不在者投票を行うことができる施設の指定事項の変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による施設長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定事項の変更があったので告示する。

平成26年12月2日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の種類	名 称		所 在 地
病 院	旧	社会保険高岡病院	高岡市伏木古府元町8-5
	新	独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院	